

記載例 5

設置届 特定施設 72 (し尿処理施設)

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	・ 特定施設 72 (し尿処理施設) を設置する届 ・ し尿処理施設 (浄化槽) 自体が特定施設に該当する ・ 日平均排水量 90 m³			

		設置届			使用届	変更届	
根拠条項		法第 5 条第 1 項		法第 5 条第 3 項		法第 6 条	法第 7 条
対象施設	特定施設 有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場（分流式下水道の場合を含む）	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場（分流式下水道の場合を含む）	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場	有害物質貯蔵指定施設			
様式第 1	○	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください	
別紙 1 の 2	—	○	—	—			
別紙 2	○	○	—	—			
別紙 3	○	○	—	—			
別紙 4	○	○	—	—			
別紙 5	○ （指定地域内のみ）	○ （指定地域内のみ）	—	—			
別紙 6	○	○	—	—			
別紙 12	—	—	○	○			
別紙 13	—	—	○	○			
別紙 14	—	—	○	○			
別紙 15	—	—	○	○			
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ・案内図（工場又は事業場の場所を示すもの、地図） ・工場又は事業場内の配置図（建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの） ・施設（処理施設を含む）や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど（施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの） ・操業系統（施設の使用状況等）を示すもの ・使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート（SDS） ・排水処理施設的设计計算書（処理施設の能力が十分であることを示すもの） ・有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領（法令で作成が求められているもの）						

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ 設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名
(個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 7 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301
さいたま市浦和区高砂 3-15-1
○○○○株式会社
代表取締役 埼玉 太郎
(048-xxx-xxx)

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の
名称と所在地を記載する。水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○マンション	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	72 し尿処理施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☒	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考	
△使用	別紙 1 の 2 のとおり。		
	別紙 2 のとおり。		
項関係 △汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
△排水の汚染状態及び量	別紙 4 のとおり。		
汚染	別紙 5 のとおり。		
非水	別紙 6 のとおり。		
第 5 条第 2 項関係			
有害物質使用特定施設の種別			
△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。		
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の
号番号と名称を記載する。特定施設が
有害物質使用特定施設に
該当するかどうかチェックする。

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1	
特定施設番号及び名称	72 し尿処理施設	
型 式	型式〇〇-〇〇	
構 造	コンクリート製	
主 要 寸 法	別添構造図のとおり	
能 力	120 m ³ /日 600 人槽	
配 置	別添図 1 配置図のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	令和 7 年 7 月 1 日	
工事完成予定年月日	令和 7 年 9 月 20 日	
使用開始予定年月日	令和 7 年 10 月 1 日	
その他参考となるべき事項	有害物質使用特定施設には該当しない	

特定施設ごとに、番号・記号を付与して記載する。

構造図等を添付する。

場内配置図を添付する。

設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。

原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を

有害物質使用特定施設の場合は、「その他参考となるべき事項」欄に床面及び周囲の構造を記載する。(法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることを明確にすること。)必要に応じて構造図等を添付する。

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1				
特定施設号番号及び名称	72 し尿処理施設				
設置場所	別添図 1 配置図のとおり				
操業の系統	別添フローシートのとおり				
使用時間間隔	連続				
1日当たりの使用時間	24 時間				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	消毒用塩素剤 15 kg 凝集剤 20 kg				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.6	~8.0		
	BOD	300	350		
	SS	150	200		
	T-N	30	50		
	T-P	5	8		
	大腸菌数				
		※ 処理前の数値を記載			
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	90	120			
その他参考となるべき事項					

場内配置図を添付する。
(別紙 1 の添付資料と
共通で可。)

記載欄が狭い場合は
添付資料等にまとめて可。
特定施設に係る工程を明示する。

特定施設の使用方法から
汚染が考えられる項目を
すべて記載する。
(pH の最大値は「最大の範
囲」として記載する。)

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1				
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり				
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日			
工事着手予定年月日	令和 7 年 7 月 1 日	年 月 日			
工事完成予定年月日	令和 7 年 9 月 20 日	年 月 日			
使用開始予定年月日	令和 7 年 10 月 1 日	年 月 日			
種 類 及 び 型 式	合併式浄化槽 型式△△				
	鉄筋コンクリート製				
	別添図「構造図」のとおり				
	120 m ³ /日 (600 人槽)				
処 理 の 方 式	凝集剤添加型 膜分離活性汚泥方式				
処 理 の 系 統	別添「フローシート」のとおり				
集水及び導水の方法	別添図 1 配置図のとおり				
使 用 時 間 間 隔	連続				
1日当たりの使用時間	24 時間				
使 用 の 季 節 変 動	なし				
消耗資材の1日当たりの用途使用量	消毒用塩素剤 ○○kg/日 凝集剤 (PAC) ○○kg/日				
汚水等の汚染状態及び量	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	7.6	6.8	~8.0	~7.5
	BOD	300	< 5	350	5
	SS	150	< 5	200	5
	T-N	30	< 10	50	10
	T-P	5	< 0.5	8	0.5
	大腸菌数		< 100		< 100
		90	90	120	120
		余剰汚泥 25t/月 (○○会社に委託)			
		別添図 1 配置図のとおり			
事項					

記載欄が狭い場合は
添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の
汚水等の状況を記載する。
(pH の最大値は「最大の範囲」
として記載する。)

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
2 排水の排水方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

回分式における放流時刻等
参考になる事項を記載

公共用水域への排水経路
ごとに記載する。

別紙 4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口			
	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
排水水の汚染状態	pH	6.8	~7.0		
	BOD	< 5	5		
	SS	< 5	5		
	T-N	< 10	10		
	T-P	< 0.5	0.5		
	大腸菌数	< 100	< 100		
排水水の量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
		90	120		
その他参考となるべき事項		排水路 → ○○川 → 荒川			

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

汚染状態及び量

		指定項目の別						COD			
業 種 その他の 区分	汚染状態 (mg/1)	5×90÷1000=0.45				汚濁負荷量 (kg/日)				※	
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常		最大
		221 備考 3	5	10	90	120	0	0	120		0.45
特定排出水	合 計			90	120	0	0	20	0.45	1.20	10×
特定排出水 以外の 排出水	種類及 び用途	汚染状態 (mg/1)		水 量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
		合 計									
その他参考事項											

最大水量については、特定施設を日（または構造等の変更により水量が増加した場合、水量を振り分ける。

T-N については「c→no」「ci→ni」と読み（cj は空欄とする）。

T-P については「co→po」「ci→pi」と読み（cj は空欄とする）。

$$5 \times 90 \div 1000 = 0.45$$

$$10 \times 120 \div 1000 = 1.2$$

最大水量については、特定施設を設置した年月日（または構造等の変更により水量が増加した年月日）に応じて、水量を振り分ける。

T-N については「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する（cj は空欄とする）。

T-P については「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する（cj は空欄とする）。

専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

ること。

の項には、指定項目について記載するこ

「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、

Qcjの項には記載しないこと。

4 りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。

5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合は排水量に関わらず、記載・提出する。
また、日平均排水量が 50m³ 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

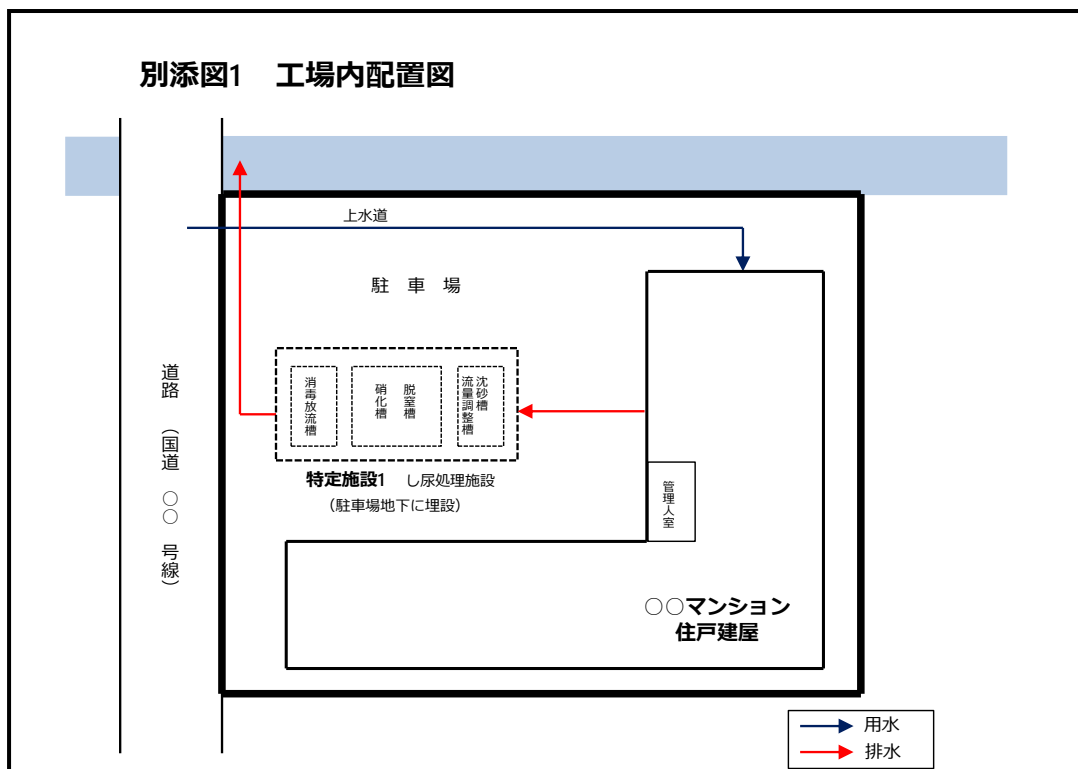
別紙 6

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	上水道 → 生活用水 (90 m³/日) → 各住戸 → 特定施設1 (し尿処理施設) → 排出口		
	排水の経路（系統）が 明確になるように記載する。		
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
	生活用水	上水道	90

水量は、最大時ではなく、
通常時の値を記載する。

別添図1 工場内配置図



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

別添 フローシート

